

重要につき、必ずご覧ください。

このパンフレットには2023年度明治学院大学学生総合補償制度別冊がついています。あわせてお読みください。

2023年度 明治学院大学

学生総合補償制度

(学生・こども総合保険)

のご案内

保証人の皆さまへ

ご入学おめでとうございます

この保険は、明治学院大学にご入学された方の制度で、
学校法人明治学院が保険契約者となる団体契約です。

団体割引 20% 適用

賠償事故を補償

学生生活で起こりやすい下記のような
第三者に対する賠償事故を補償します。

- ・自転車通学中に他人に衝突、接触して
ケガを負わせてしまった…
- ・クラブの合宿先で旅館の設備を壊し
てしまった…
- ・アルバイト・インターン中に他人の
物を壊してしまった…

充実した補償

国内のみならず、海外も補償の対象地
域です。(一部を除く)

すべてのプランに特約をセットしてい
るため、下記のような場合も補償対象
です。

- ・O-157等の特定感染症
- ・細菌性・ウイルス性食中毒
- ・熱中症による身体障害

手続きが簡単

- ・WEBでのお申込<クレジ
ットカード払>ができ手続
きが簡単です。
※WEBでのお申込<クレ
ジットカード払>を希望さ
れない方は同封の「払込取扱票」に必要
事項をご記入のうえ、ゆうちょ銀行・
または郵便局からお振込みいただくこ
とで申込が完了します。
- ・入学時のお手続きのみで保険期間4年
間が補償されます。
- ・医師の診査不要です。



保 険 期 間

2023年4月1日午前0時*から2027年4月1日午後4時まで 4年間

※3月中に払込みが確認できなかった場合は、確認できた翌日からの補償開始となります。

募 集 締 切 日

一次締切 2023年3月30日(木)まで ※4月1日から補償開始

二次締切 2023年4月26日(水)まで ※クレジットカード払⇒お申込日の翌月1日から補償開始
払 込 取 扱 票⇒払込が確認できた翌日から補償開始
(締切日を過ぎた場合はお問い合わせください。)

お 申 込 方 法

WEB<クレジットカード払>からお申込みください。

※「WEBによる手続き簡単ガイド」チラシをご参照ください。

または同封の払込取扱票(学生総合補償制度申込書(加入申込書))に必要事項をご記入のうえ、最寄り
のゆうちょ銀行・郵便局よりお手続きください。

ご 加 入 者 (申 込 人)

明治学院大学に在籍する学生の保証人の方

被 保 険 者 (補償の対象者)

明治学院大学に在籍する学生の方(入学等手続きを終えた方を含みます。)

※賠償責任保険金は同居のご家族も対象となります。

◎学業費用補償・育英費用補償の場合は、被保険者の「扶養者」が補償の対象者となります。
また扶養者になれる方の詳細は、契約概要のご説明(別冊P9)をお読みください。

学 校 法 人 明 治 学 院

明治学院大学学生総合補償制度は

学生生活のみならず日常生活を送るうえで直面するさまざまな危険を総合的に補償する制度です。

I. 学資費用補償・育英費用補償

<学資費用補償>

扶養者がケガにより死亡または重度後遺障害になられた場合に、保険金額を限度に授業料などの学費(実額)を下記の事例のようにお支払いします。
(例)入学後、ある日突然、学費を負担していた父親が交通事故で亡くなってしまった。

<疾病学資費用補償>(S1・S2セット)

扶養者が病気により死亡された場合にも保険金額を限度に上記の事例のように学費(実額)をお支払いします。

<育英費用補償>

扶養者がケガにより死亡または重度後遺障害になられた場合に、育英費用保険金額の全額を一時金としてお支払いします。



III. 学生本人の病気の補償(疾病補償)

学生本人が国内・外を問わず病気により入院、手術をした場合、放射線治療を受けた場合にお支払いします。
(C1・C2セットを除きます)



IV. 天災危険補償

天災危険補償特約がセットされていますので、地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガの場合も傷害保険金、育英費用保険金、学資費用保険金をお支払いします。(特定感染症の発病は補償対象外。)
(例)地震によってビルの割れた窓ガラスにあたり、ケガを負ってしまった。



II. 学生本人のケガの補償(傷害補償)

国内・外を問わず学生本人がケガにより死亡された場合、後遺障害が生じた場合、入院、手術、通院をした場合にお支払いします。特定感染症を発病した場合も、後遺障害・入院・通院を補償します。(死亡・手術は補償対象外。)



V. 賠償責任補償(アルバイト・インターンシップ中や受託物の損壊等の事故も補償)

他人にケガをさせたり他人の物を壊したりして法律上の損害賠償責任を負った場合の補償です。同居のご家族も補償※されます。示談交渉サービス付(国内のみ)。

(例)過って他人にぶつかり、大ケガを負わせ損害賠償を請求されることになってしまった。

※賠償責任保険金の被保険者の範囲は、①本人、②親権者およびその他の法定監督義務者、③配偶者、④本人・親権者・配偶者と同居の本人・配偶者の親族(6親等内の血族および3親等内の姻族)、⑤本人・親権者・配偶者と別居の本人・配偶者の未婚の子・「本人」とは加入申込票記載の被保険者本人(学生本人)をいいます。

・なお、①から⑤までの方が責任無能力者である場合は、親権者・法定監督義務者・監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方(責任無能力者の6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族に限ります。)を被保険者とします。詳しくは別冊P9をご参照ください。



VI. 借家人賠償責任補償

(一人暮らしプランのみ)(国内のみ補償)

借りている部屋を失火等で損壊してしまった場合、家主に対して負担する損害賠償を補償します。

(例)台所の火の不始末で借りているアパートで火事を起こしてしまった。自分にケガはなかったが、家主より損害賠償を請求されてしまった。



VII. 生活用動産補償

(一人暮らしプランのみ)(国内のみ補償)

学生本人が所有する家財の損害を補償します。
(例)下宿先で、不注意により家具を壊してしまった。

※免責金額については別冊P4をご参照ください。



他人に
ケガをさせたり
他人の物を壊したり
した場合

学生本人の自転車事故だけでなく、アルバイト・インターンシップ中、受託物の損壊等に備えませんか？

皆さまの身の回りには、多くのリスクが隠れています。最近はスマホによる衝突事故など、現代かつ学生ならではの事故が増えてきています。

学生総合補償制度の賠償責任補償で、これらの事故に備えることができます。

学生がご加入されますと、学生ご本人はもちろん、同居のご家族も補償の対象になります。

※賠償責任補償の被保険者の範囲について

学生ご本人だけでなく、保険金支払事由発生時において次の関係の方が自動的に被保険者となります。

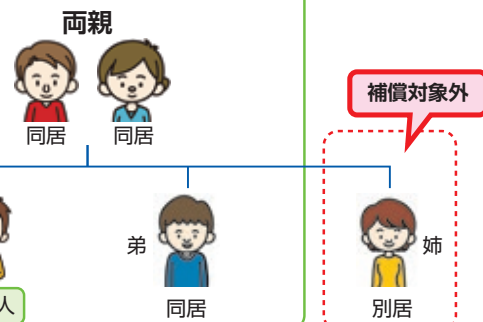
- a)ご本人の親権者(法定監督義務者を含みます。)
- b)ご本人の配偶者
- c)ご本人もしくはその親権者またはご本人の配偶者と同居の本人・配偶者の親族(注)
- d)ご本人もしくはその親権者またはご本人の配偶者と別居の本人・配偶者の未婚の子

(注)「親族」とは、ご本人またはその配偶者の6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。

●ご本人またはa)~d)の方が責任無能力者である場合は、親権者・法定監督義務者・監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方(責任無能力者の6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族に限ります。)を被保険者とします。

賠償責任補償の被保険者の範囲

<家族構成の例>



●ご本人と同居でない親族は対象外となります。

※詳しくは別冊P9をご参照ください。

加入セットは皆さまのニーズに合わせてお選びください。



Point ① 団体割引20%適用!!

Point ② 1日あたりの保険料:約62円!!(S1セットの場合)

Q.1 自宅通学ですか?一人暮らし※ですか?

※賃貸借契約を結んで借りた賃貸マンション・アパート等に住み、そこから学校に通学している学生をいいます。

自宅

一人暮らし

Q.2 扶養者が病気により死亡された場合の学資費用補償は必要ですか?

Q.2 扶養者が病気により死亡された場合の学資費用補償は必要ですか?

必要あり

必要なし

必要あり

必要なし

S1セット

A1・B1・C1セット

S2セット

A2・B2・C2セット

ご自宅から通学している場合は「自宅通学プラン」、一人暮らししている※場合は「一人暮らしプラン」となります。

※賃貸借契約を結んで借りた賃貸マンション・アパート等に住み、通学していることをいいます。

(一人暮らしプランには、借家人賠償責任補償(オールリスク)特約・生活用動産補償(実損補償型)特約がセットされます。)

保険金額・保険料 (注2)		自宅通学プラン				一人暮らしプラン			
		学資費用 ケガ+病気補償		学資費用 ケガのみ補償		学資費用 ケガ+病気補償		学資費用 ケガのみ補償	
セット名と保険料 (4年間一時払)		自宅通学 加入率 No.1! S1	A1	B1	C1	一人暮らし 加入率 No.1! S2	A2	B2	C2
		90,000円	79,000円	68,000円	58,000円	99,000円	93,000円	82,000円	71,000円
補償内容	I 学資費用保険金額(ケガ)(注1)	(1年につき)100万円				(1年につき)100万円			
	疾病学資費用保険金額(病気)(注1)	(1年につき)50万円	—			(1年につき)50万円	—		
	育英費用保険金額(ケガ)	(一時金)300万円				(一時金)300万円			
	II 死亡・後遺障害保険金額(注3)	109.6万円	131.2万円	115.7万円	104.7万円	155万円	157.7万円	142.2万円	107.7万円
	入院保険金日額(1日につき)	3,500円	3,500円	3,000円	3,000円	3,500円	3,500円	3,000円	3,000円
	手術保険金	入院中に受けた手術の場合は 入院保険金日額の10倍 それ以外の手術の場合は 入院保険金日額の5倍				入院中に受けた手術の場合は 入院保険金日額の10倍 それ以外の手術の場合は 入院保険金日額の5倍			
	通院保険金日額(1日につき)	3,500円	3,500円	3,000円	2,500円	3,000円	3,500円	3,000円	2,500円
	III 疾病入院保険金日額(1日につき)	3,000円	3,500円	2,000円	—	3,000円	3,500円	2,000円	—
	疾病手術保険金	入院中に受けた手術の場合は 疾病入院保険金日額の10倍 それ以外の手術の場合は 疾病入院保険金日額の5倍			—	入院中に受けた手術の場合は 疾病入院保険金日額の10倍 それ以外の手術の場合は 疾病入院保険金日額の5倍			—
	放射線治療保険金	1回の放射線治療について 疾病入院保険金日額の10倍			—	1回の放射線治療について 疾病入院保険金日額の10倍			—
	IV 天災危険補償	I・IIのケガの補償が対象となります。 (Iの疾病学資費用、特定感染症は対象外です。)				I・IIのケガの補償が対象となります。 (Iの疾病学資費用、特定感染症は対象外です。)			
	V 賠償責任補償(注4)	1億円 (記録情報限度額500万円)				1億円 (記録情報限度額500万円)			
VI 借家人賠償責任補償 (一人暮らしプランのみ)	—				1,000万円				
VII 生活用動産補償 (一人暮らしプランのみ)	—				80万円				

- 上記は職種級別A「学生等」の保険料です。学生本人がそれ以外のご職業の場合には代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。
- 育英費用保険金・賠償責任保険金等においては、補償内容が同様の保険契約(学生・子ども総合保険契約以外の保険契約にセットされた特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にあるときは、補償が重複することがあります。補償が重複すると、補償対象となる事故による損害については、いずれの保険契約からでも補償されますが、損害の額等によってはいずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があり、保険料が無駄になることがあります。補償内容の差異や保険金額等を確認し、特約の要否を判断のうえ、ご加入ください。
- 学生本人のケガの補償には「特定感染症」の発病による後遺障害・入院・通院の補償がセットされています。保険金額は本人のケガの補償に同じ。ただし、死亡保険金および手術保険金の補償はありません。
- (注1)学資費用保険金・疾病学資費用保険金の学業費用支払対象期間は2027年4月1日までです。
- (注2)前年度ご加入いただいた被保険者の人数に従って割引率が適用されます。
- (注3)傷害後遺障害保険金は、後遺障害の程度に応じて、傷害死亡・後遺障害保険金額の4%~100%をお支払いします。
- (注4)賠償責任保険金の被保険者の範囲は本パンフレットP2「賠償責任補償の被保険者の範囲について」をご参照ください。

保険金のお支払事例 ～たとえばこんなことが起こったら～

例1

学生本人が部活動中に熱中症にかかり、5日間入院、退院後3日間通院した。



例2

学生本人がスポーツで腕を複雑骨折し、10日間入院。手術を受けて退院後20日間通院した。



例3

学生本人が自転車に乗っていて過って歩行者に衝突し、ケガをさせ損害賠償責任を負った。



例4

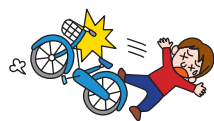
学生本人が盲腸で5日間入院、手術を受けた。
(C1・C2セットを除きます)



事故が起こったら

事故が起こったら

早急に
(30日以内)にご連絡を



電話連絡をしてください

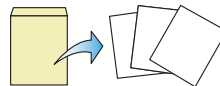
三井住友海上へのご連絡は
24時間365日
事故受付サービス
三井住友海上
事故受付センター

0120-258-189
(無料)



請求書を提出

必要な書類が送付されますので、できるだけ早く書類を提出ください。



保険金が支払われます

ご指定の金融機関にお支払いします。



※WEBによる事故連絡・保険金請求お手続きも行っております。

インターネット事故受付サービス「三井住友海上保険金請求WEB」はこちら
WEB対応できない事故もありますので、WEB画面をご覧ください。



お申込方法・ご加入方法

スマホで右記コードからアクセスし、お手続きください。
「WEBによる手続き簡単ガイド」チラシをご参照ください。



お申込み・クレジットカード決済を完了されましたら、加入者証を郵送いたします。
詳細につきましては下記「加入者証」記載の通りです。

または

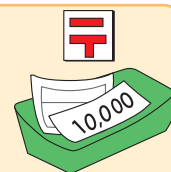
ご加入セットをご選択ください。
次に、ご加入セットの保険料をご確認ください(保険料はすべて一時払です)。



同封しております払込取扱票の記入例を参考にして必要事項をご記入ください。



最寄りのゆうちょ銀行または郵便局で保険料をお振込みください。



加入者証

この制度は団体契約のため、加入者証は最終加入者が確定後、郵送いたします。
ご加入いただいた後にお届けする加入者証は、内容をご確認のうえ、大切に保管してください。

◎ 加入者証郵送時期：5月中旬～6月初旬頃

お問い合わせ先

●代理店・扱者

株式会社明治学院サービス

TEL 03-5421-1555

〒108-0071 東京都港区白金台1-2-37

●引受保険会社

三井住友海上火災保険株式会社(幹事会社)

広域法人部営業第三課

〒101-8011 東京都千代田区神田駿河台3-11-1

共栄火災海上保険株式会社

A22-100977 承認年月:2022年8月